

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業（以下「地域力向上事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(事業区分)

第3条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
地域の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(4) 協働センター等を核とした地域課題解決事業

支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

(対象事業)

第4条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

3 前項の規定によるほか、助成事業については、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (2) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1つの区振興課又は行政センターのみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第4号様式）（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

- 2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、市長が別に定める審査会（以下「審査会」という。）において、審議するものとする。

- 2 審査会においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、提案された事業が、地域団体が主体となり地域の課題解決に資するもので、その補助金の交付申請額が15万円以下の助成事業（以下「少額助成事業」という。）の場合は、第13条に規定する審査会（以下「少額助成事業審査会」という。）において、審議するものとする。
- 4 前3項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会（中央区及び浜名区にあつては、同条例第5条の2に規定する地域分科会）（以下「区協議会等」という。）に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、少額助成事業の場合は、第13条に規定する少額助成事業審査会において実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、区協議会等に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（令和2年12月14日施行）に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業及び協働センター等を核とした地域課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、審査会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区協議会等で協議した上で、区ホームページ等で公表するものとする。

(少額助成事業審査会)

第13条 少額助成事業審査会は、少額助成事業について、審査を行うものとする。

2 少額助成事業審査会の構成員は、区振興課長又は行政センター長（以下「区振興課長等」という。）、提案事業実施地区の支所長、協働センター所長又はふれあいセンター所長及び区協議会等会長並びに副会長とする。

3 少額助成事業審査会の会議は、区振興課長等が必要の都度招集し、会議の議長となる。

4 少額助成事業審査会は、書面により開催することができる。

5 前4項に定めるもののほか、少額助成事業審査会の運営に関し必要な事項は、区振興課長等が少額助成事業審査会に諮って定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
評価のポイント		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	地域資源の活用度	1	2	3	4	5
	区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を活かした事業か。					
2	地域課題の明確性	1	2	3	4	5
	解決すべき地域課題の原因・背景を把握し、目指すべき状態を理解しているか。					
3	事業の妥当性	1	2	3	4	5
	事業が地域の課題解決にどう結び付くか。					
4	公益性	1	2	3	4	5
	住みよい地域づくりに寄与できる事業か。					
5	財政支援の妥当性	1	2	3	4	5
	行政が補助すべき事業か。 行政施策に同じような事業がないか。					

※「公益性」の項目については、審査会での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※審査会でのすべての審査指標の評価の合計が平均15点以上であることを採択の目安とする。

※その他、基準の運用についての詳細は各区において定めることができることとする。

別表2（第10条関係）

項 目		評 価		
1	事業目的の達成度	低い	普通	高い
2	地域資源の活用度	低い	普通	高い
3	地域への貢献度	低い	普通	高い
4	財政支援の妥当性	低い	普通	高い
5	費用対効果	低い	普通	高い

第1号様式（第6条関係）

事業提案書

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者役職・

氏 名

（署名又は記名押印してください。）

連絡先 TEL

次のとおり、事業を提案します。

事業名	
実施時期	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施場所	
概算事業費	円
参加予定人数	団体スタッフ 名、参加者 名
事業の内容 (事業の対象や手法などを具体的に記入)	*内容がわかる詳細資料を別途添付
事業の目的	*何のためにその事業を実施したいのか具体的に記入
地域資源 の活用	*区内の地域資源（特産品、自然、文化資産、人材など）を事業にどう活かす予定か。
地域課題	*解決すべき地域課題やその原因・背景は何か。
事業の妥当性	*その事業に取り組むことによって、事業が地域の課題解決にどう結び付くか。
公益性	*区民がどのような効果を受けるか。住みよい地域づくりにどのように寄与するか。
財政支援 の妥当性	*行政施策と差別化が図られている点は何か。行政が補助すべき理由は何か。

裏面に続く

<事業提案にあたっての確認事項>

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

<p>市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 浜松市地域力向上事業実施要綱第2条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。</p>
<p><input type="checkbox"/> 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。</p>
<p>暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）</p> <p><input type="checkbox"/> 浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。</p> <p>(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。) ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 <p>(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。</p>
<p><input type="checkbox"/> 公序良俗に反する事業ではありません。</p>
<p>■ 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p> <p><input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____)</p>
<p>■ 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは</p> <p><input type="checkbox"/> ありません</p> <p><input type="checkbox"/> あります（補助金等名称： _____)</p>
<p><input type="checkbox"/> 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。</p>
<p>■ 同様の提案を他の区振興課又は行政センターに行って</p> <p><input type="checkbox"/> いません</p> <p><input type="checkbox"/> います</p> <p>（提案を行った区振興課又は行政センター： _____ 区振興課・行政センター</p> <p>事業名称： _____)</p>
<p>■ 給与所得者を雇用する事業者ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい⇒市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第4号様式）を併せて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金		地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計		

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
計		

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名			
事務所の所在地	〒 (専用事務所 ・ 住居兼用 ・ その他)		
	電 話		F A X
	ホームページ		
代表者役職・氏名			
担当者連絡先	氏 名		
	電 話		
	F A X		
	Eメール		
設立年月日			
会員数			
団体の目的			
主な活動内容			

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

第4号様式（第6条関係）

市民税・県民税特別徴収未実施理由書 補助金申請用						
() 課					年 月 日 提出	
<p>(あて先) 浜松市長 中野 祐介</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">(署名又は記名押印してください。)</p> <p style="text-align: right;">連絡先担当者 (氏名) (電話)</p>						
<p>当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。 なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
在 職 者 内 訳	1	特別徴収を実施していない理由 給与が少なく税額が引けない	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
	2	給与の支払が不定期				
	3	乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されている				
	4	事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
	5	上記1～4に該当しない 総従業員数が2人以下				
	6	その他 ()				
所管課記入欄				担当者名	電話番号	
上記記載内容について確認をお願いします。						
市民税課確認欄				担当者名	電話番号	
上記記載内容に誤りはありません。						

第5号様式（第8条関係）

浜〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長

選考結果通知書

年 月 日付で提案のあった「地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
提案者	
選考結果	実施予定助成事業として 採択 ・ 不採択 とさせていただきます。
不採用の理由	
その他特記事項	